

刑法の一部を改正する法律案（閣法第八三号）（先議）要旨

本法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷の罪の改正

「四輪以上の自動車」とされている危険運転致死傷罪の対象を「自動車」とし、二輪車もその対象に含める。

二、自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

三、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。